

署名収集の方法及び期間

署名収集の方法

- 署名は、選挙権を有する者が自署する必要があります。代筆を行うには、署名権者が「心身の故障その他の事由」により署名簿に署名することができない場合（※）であることが必要です。また、代筆者は、署名権者が属する市町村の選挙権を有する者でなければなりません（署名収集者は代筆者になることができません。）。

※ 文字が読めない方、自書能力又はこれに替わる点字による記載能力がない方等が該当します。なお、目が不自由な方は、点字で署名することができます。

- 戸別訪問による収集や街頭での収集は可能ですが、郵便、回覧による収集はできません（署名の収集は、署名収集者が直接行うことが必要です。）。
- 署名権者に対し、暴行を加えたり、偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害するなどの悪質な自由妨害行為、署名の偽造・増減等の行為については、罰則の適用があります。

署名収集の期間

- 署名の収集期間は、請求代表者証明書交付の告示があった日から、都道府県、指定都市の場合は、2か月以内、指定都市以外の市町村の場合は、1か月以内です。
- 区域内で選挙が行われる場合、一定期間、署名収集はできません。
- 収集期間外に署名収集した場合、当該署名は無効、罰則の適用があります。